

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示

○証紙代金収納機器の取扱者の指定	(税務課)	ページ 683
○救急病院である旨の告示	(医療課)	〃
○地方自治法に基づく収納事務の委託	(農林水産技術センター)	〃
○公共測量の実施	(用地課)	684
○道路の区域変更	(山城北土木事務所、南丹土木事務所)	〃
○道路の供用開始	(南丹土木事務所)	〃

公 告

○土地改良区の定款変更の認可	(山城広域振興局)	685
○土地区画整理組合の設立認可	(都市計画課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了	(山城南土木事務所)	〃

公 安 委 員 会

○道路交通法第44条第2項第2号の規定による停車 又は駐車に関係のある者による合意に係る告示	〃
---	---

告 示

京都府告示第492号

京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第66条の3第1項の規定により、証紙代金収納計器の取扱者を次のとおり指定した。

令和 8 年10月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取 扱 者	取り扱う 収納計器 の番号	収納計器の設置場所	指 定 年月日
株式会社京都自動車会館	京106 京107	京都市伏見区竹田向 代町51の 5	令 8. 10. 1
一般財団法人近畿 陸運協会京都支部	京105	〃	〃

京都府告示第493号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院である。

令和 8 年10月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
京都市立京北病院	京都市右京区京北下中町烏 谷 3	令 8. 8. 23	令 11. 8. 22
市立福知山市民 病院	福知山市厚中町231	8. 10. 1	11. 9. 30

京都府告示第494号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和 8 年10月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定 番号	名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
41	京都丹の国農業 協同組合	綾部市宮代町前田20	生産物の販売代金	令 6. 5. 13	令 8. 8. 24

京都府告示第495号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である宮内庁書陵部陵墓課長から通知があった。

令和 8 年10月 2 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
- 京都市山科区御陵上御廟野町、御陵牛尾町、御陵大谷町、御陵壇ノ後町、御陵大岩町及び御陵別所町
- 2 測量の期間
- 令和 8 年 9 月 7 日から令和 9 年 3 月19日まで
- 3 測量の種類
- 公共測量（基準点測量、水準測量及びU A V レーザ測量）

京都府告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 8 年10月 2 日から令和 8 年10月16日まで縦覧に供する。

令和 8 年10月 2 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類
- 一般国道
- (2) 路 線 名
- 307号
- (3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
綴喜郡宇治田原町大字郷之口 小字池ノ首61の1から 城陽市市辺金山44の8まで	前	最小 17.4 最大 44.1	70.7
綴喜郡宇治田原町大字郷之口 小字池ノ首61の1から 城陽市市辺金山44の8まで	後	最小 17.4 最大 44.1	70.7
城陽市市辺金山44の2から 城陽市奈島池ノ首14の68まで		最小 33.8 最大 61.1	239.2

- (4) 縦 覧 場 所
- 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 2 (1) 道路の種類
- 府道
- (2) 路 線 名
- 園部平屋線
- (3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
南丹市園部町上木崎町四辻9 の1から	前	最小 13.5 最大 25.8	42.8
南丹市園部町上木崎町四辻10 の5まで	後	最小 16.2 最大 26.9	

- (4) 縦 覧 場 所
- 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 3 (1) 道路の種類
- 府道
- (2) 路 線 名
- 園部能勢線
- (3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長	備 考
南丹市園部町竹井若杉56から	前	最小 11.3 最大 15.7	8.3	
南丹市園部町竹井若杉50の1まで	後	最小 12.3 最大 16.0		
南丹市園部町天引下北33の4（右）から	前	最小 10.3 最大 26.0	16.4	旧道の区域の廃止 廃道 延長16.4m 幅員 最小 0.0m 最大10.5m 期日 告示日に同じ。
南丹市園部町天引下北29の1まで	後	最小 12.3 最大 15.5		

- (4) 縦 覧 場 所
- 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 8 年10月 2 日から令和 8 年10月16日まで縦覧に供する。

令和 8 年10月 2 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 府道
(2) 路 線 名 園部平屋線
(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
南丹市園部町上木崎町四辻10の 5 から 南丹市園部町上木崎町四辻10の 1 ま で	令和 8 年10月 2 日

- (4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府
建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
(2) 路 線 名 園部能勢線
(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
南丹市園部町竹井辻田104（右）か ら 南丹市園部町竹井若杉66まで	令和 8 年10月 2 日
南丹市園部町天引下北34の 5 から 南丹市園部町天引下北29の 1 ま で	
南丹市園部町天引寺ノ谷11の 2 から 南丹市園部町天引寺ノ谷11の 2 ま で	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府
建設交通部道路管理課

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の
規定により、山城町土地改良区の定款の変更を令和 8 年
9 月24日認可した。

令和 8 年10月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第 1
項の規定により、久御山町新市街地（みなくるタウン）
第 2 期土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和 8 年10月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 組合の名称
久御山町新市街地（みなくるタウン）第 2 期土地区
画整理組合
2 事業施行期間
令和 8 年10月 2 日から令和13年 3 月31日まで
3 施行地区
久世郡久御山町市田東大門、市田一ノ坪、市田五ノ
坪、市田立花、市田新珠城、佐古外屋敷及び林北畑の
各一部
4 事務所の所在地
久世郡久御山町島田ミスノ38番地（久御山町役場内）
5 設立認可の年月日
令和 8 年10月 2 日
6 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
7 公告の方法
1 の組合の事務所の掲示板及び久御山町役場の掲示
板に掲示して行う。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に
関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年10月 2 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市兜台七丁目12の12から12の14まで
（関連区域）
木津川市兜台七丁目108の一部
2 開発許可を受けた者の住所及び名称
木津川市兜台六丁目 6 の 4
積水ハウス株式会社奈良支店

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第153号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第 2 項第
2 号の規定により、木津川市内の乗合自動車の停留所
における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐
車に関して次のとおり合意した。

令和 8 年10月 2 日

京都府公安委員会
委員長 池 坊 由 紀

1 合意した者

- (1) 奈良交通株式会社
- (2) 京都府公安委員会
- (3) 京都府知事
- (4) 木津川市長
- (5) 国土交通省近畿運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
木津駅 (東口)	北行	木津川市木津池田116の2
木津城山 台中央	南行	〃 城山台七丁目1の2
	西行	〃 城山台八丁目3の6
木津城址 公園	南行	〃 城山台七丁目41の4
木津城山 台九丁目	南行	〃 城山台十丁目36の2
木津城山 台十二丁 目	東行	〃 〃 15の4
木津城山 台十一丁 目	東行	〃 城山台十一丁目22の3
木津城山 台五丁目	北行	〃 〃 4の2
木津城山 台六丁目	西行	〃 城山台六丁目3の4
京大農場	西行	〃 城山台七丁目5

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用（調律及び訓練走行を含む。）に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
奈良交通株式会社	無償運送を行う自動運転バス実証実験	令和8年度自動運転社会実装推進事業

4 期間

令和8年10月5日から令和9年2月24日まで

5 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項

停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。